3　再審の手続における裁判官の除斥に関する規定の整備

⑴　裁判官は、再審の請求があった事件について、原判決に係る被告事件についての刑の言渡しをする判決、刑の免除の判決若しくは無罪の判決、これらの判決に対する控訴を棄却する判決又は略式命令に関与したときは、職務の執行から除斥されるものとする。（第四百三十八条の二第一項関係）

⑵　裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についてのこれを棄却する決定若しくは再審開始の決定又はこれらの決定に対する即時抗告若しくは異議申立てを棄却する決定に関与したときも、⑴と同様とするものとする。（第四百三十八条の二第二項関係）

4　刑の執行停止及び死刑確定者の拘置の停止に関する規定の整備

再審の請求があった場合に検察官が刑の執行を停止することができる時期が再審の判決が確定するまでであることを明確化するとともに、検察官又は裁判所が死刑の執行を停止したときは拘置を停止することができるものとする。（第四百四十二条、第四百四十四条の二第四項、第四百四十八条第三項関係）

5　再審請求審における調査手続及び審判手続に関する規定の整備

⑴　再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、再審の請求を棄却する決定若しくは再審開始の決定又は審判開始の決定をしなければならないものとする。（第四百四十四条の二第一項、第二項関係）

⑵　再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとするとともに、再審請求者、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができるものとする。（第四百四十五条第一項、第三項関係）

⑶　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとする。（第四百四十五条の七第一項関係）

⑷　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日を定めなければならないものとする。（第四百四十五条の七第二項関係）

⑸　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日を定めなければならないものとする。（第四百四十五条の八第一項関係）

⑹　審判開始の決定があった場合において、再審請求者が死亡したときは、他の再審請求権者は、再審の請求の手続を受け継ぐことができるものとする。（第四百四十五条の十第一項関係）

6　再審請求審における証拠の提出命令に関する規定の整備

⑴　審判開始の決定をした裁判所は、一定の要件の下で、検察官に対し、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないものとする。（第四百四十五条の二第一項関係）

⑵　再審の請求の手続において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備する。（第四百四十五条の四～第四百四十五条の六関係）

7　再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

⑴　再審開始の決定等に対しては、当該決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等をすることができるものとする。（第四百五十条、第四百五十条の二第一項、第二項関係）

⑵　政府は、再審開始の決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表するものとする。（第四百五十条の二第三項関係）

8　再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する規定の整備

再審の請求に係る一定の決定に対する即時抗告等の提起期間は、十四日とするものとする。（第四百五十条の三関係）

9　その他

その他所要の規定の整備を行う。

10　附則

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

⑶　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。（附則第四条第二項関係）

⑷　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定等に対する不服申立てについては、事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならないものとする。（附則第五条関係）

⑸　所要の経過措置等を定める。

⑹　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇電気事業法の一部を改正する法律（法律第六十八号）（経済産業省）

1　小売電気事業の登録の取消事由の追加

小売電気事業の登録の取消事由として、小売電気事業者が正当な理由がないのに、小売電気事業を一年以上引き続き休止したとき等を追加する。（第二条の九第二項関係）

2　基幹送変電設備整備等計画の認定等

基幹送変電設備整備等計画の認定等に関する規定を整備するとともに、推進機関の業務に、認定一般送配電事業者等に対し、当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることを追加する。（第二十七条の三の二、第二十七条の三の三、第二十七条の十一の七、第二十八条の四十第一項第九号関係）

3　大規模発電等用電気工作物の廃止等に関する協議及び発電等用電気工作物整備等計画の認定等

⑴　大規模発電事業者は、大規模発電等用電気工作物を廃止等しようとするときは、当該大規模発電事業者から電気の供給を受ける一般送配電事業者等と、大規模発電等用電気工作物の廃止等に関する事項について協議をしなければならないもの等とする。（第二十七条の二十八の二関係）

⑵　発電等用電気工作物整備等計画の認定等に関する規定を整備するとともに、推進機関の業務に、認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることを追加する。（第二十七条の二十九の七、第二十七条の二十九の八、第二十八条の四十第一項第十号関係）

4　広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置等

⑴　政府は、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務等に必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができるものとする。（第二十八条の五十六の二関係）

⑵　地域間売買取引の決済に係る利益を、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付するものとする。（第九十九条の八関係）

5　事業用電気工作物の製造事業者等の責務

事業用電気工作物を設置する者が、当該事業用電気工作物を技術基準に適合するようにするため必要な措置を講じようとするときは、当該事業用電気工作物の製造事業者等は、当該事業用電気工作物を設置する者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならないもの等とする。（第四十条の二関係）

6　登録適合性確認機関による事前確認制度の拡充

特殊電気工作物に係る適合性確認を受けなければならない対象者の追加をするとともに、当該対象者は、工事の開始前に、登録適合性確認機関が交付した証明書を経済産業大臣に提出しなければならないもの等とする。（第四十八条の二関係）